

大和市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年1月31日

大和市監査委員 木原英和
大和市監査委員 古谷田力

住民監査請求に対する監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

氏名 (省 略)

2 請求書の提出

請求人から、令和元年12月6日に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に定める住民監査請求として、大和市職員に対する措置請求書が提出された。

3 請求の内容

以下、「大和市職員に対する措置請求書」の原文をそのまま掲載した。（字の大きさ、字の間隔、行数については異なる場合がある。）なお、事実証明書については、一覧のみを掲載し、添付は省略した。

令和元年12月6日

監 査 委 員 殿

大和市職員に対する措置請求書

〒 (省 略)

住所 (省 略)

請求者 (省 略) ㊦ ((省略) 歳)

第1. 請求の趣旨

大和市長は、市が、曾我浩、吉川浩幸、井東明彦に対して有する損害賠償の請求権を行使して、市の被った損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているため、請求人は、監査委員が市長に対し、この措置を講ずべきことを勧告することを求める。

第2. 請求の原因

《行為事実について》

1. 大和市長大木哲（以下「大和市長」という。）は、請求者がした公開請求に係る行政文書の名称又は内容を「YAMATO文化森」に係る管理規約、若しくはそれに類するもの（以下「本件管理規約」という。）とする平成28年11月2日付け「行政文書公開請求書」（以下「本件公開請求書」といい、その請求行為を「本件公開請求」という。）を同日に収受する。
2. 大木市長は、平成28年11月16日、本件公開請求に対する公開決定等の期間を、平成28年11月13日から平成28年12月16日まで1箇月延長する。なお、当該延長の理由とは、①に、公開請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されており、当該第三者の意見を聴取するのに相当の日数を必要とすること、②に、期間内に公開決定等を行うことにより、事務の遂行に支障が生ずるおそれがあることである。
3. 大木市長は、本件管理規約に情報が記録されている大和駅東側第4地区市街地再開発組合（以下「再開発組合」という。）に対して平成28年11月16日付け「意見書提出機会付与通知書」を送付し、以って、再開発組合より、平成28年11月21日付け「行政文書の情報公開に関する意見書」（以下「本件意見書」という。）を収受する。なお、本件意見書の内容は、本件公開請求（本件管理規約）については全部非公開を希望（意見）するものである。
4. 大木市長は本件意見書を踏まえて、平成28年11月16日付け「行政文書非公開決定通知書」をもって、本件管理規約の全部を非公開と決定（以下「本件非公開決定」という。）する。なお、本件非公開決定の理由とは、①に、利害関係者の権利等に関する情報、②に、施設管理等防犯の問題となる情報であり、大和市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号、第2号及び第6号該当であるという。但し、どの箇所がどの号に該当するのかは不明である。
5. 請求者は本件非公開決定を不服として、大木市長に対し、平成28年12月21日付け「審査請求書」（以下「本件審査請求書」といい、その請求行為を「本件審査請求」という。）を提出する。なお、異議申立（審査請求の誤記である。）の理由とは、本件管理規約には、条例第7条第1号、第2号及び第6号に該当する情報は記載されていないというものである。
6. 大木市長は、平成29年4月17日、条例第19条第1項の規定に基づき、本件審査請求を大和市情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。）に諮問（以下「本件諮問」という。）し、以って、請求者に対して同日付け「情報公開審査会諮問通知書」と共に、「弁明書の送付及び反論書の提出について」及び「弁明書」を送付する。
7. 請求者は、情報公開審査会が本件審査請求提起後3箇月を経過しても答申しないことから、本件管理規約の公開（本件非公開決定の取消し等）を求めて、平成29年3月21日、横浜地方裁判所（以下「受訴裁判所」という。）に対し、行政文書非公開決定処分取消等請求訴訟（横浜地方裁判所平成29年（行ウ）第（省

略)号事件、以下「本件訴訟」という。)を提起する。

8. 大木市長は、大和市の顧問弁護士大澤孝征(以下「大澤弁護士」という。)に本件訴訟の応訴手続を委託したことから、大澤弁護士は、平成29年5月10日付け「答弁書」と共に、「上申書」(以下「本件上申書」という。)を受訴裁判所に提出するところ、本件上申書に未だ開催されていない本件審査請求に係る審議予定(同年7月中には、答申を得たうえで、その是非について裁決がなされる予定です。)が記載されていることにつき、情報公開審査会による審議の公平性を懸念した請求者は、平成29年6月27日、本件審査請求を取下げ(以下「本件審査請求取下げ」という。)する。
9. 大木市長は、本件審査請求取下げに伴い本件諮問が打ち切られることに対し、平成29年7月3日付け「行政文書非公開決定(平成28年度大和市指令第2183号)に係る行政文書の公開の可否について(諮問)」(以下「本件職権諮問」という。)をもって、本件管理規約非公開の適否につき、情報公開審査会による審議に係属させる。
10. 情報公開審査会は本件職権諮問により、平成29年7月28日付け「調査審議報告書」(以下「本件答申」という。)を以って、本件管理規約(YAMATO文化森管理規約(案))は、全部公開するべきである旨を大木市長に報告する。
11. 大木市長は本件答申に基づき、平成29年8月2日付け「行政文書公開決定等変更決定通知書」をもって、本件非公開決定を変更(本件管理規約の全部公開決定。以下「本件変更決定」という。)すると共に、本件訴訟につき、本件変更決定(実施機関による本件管理規約の公開)を事由に、平成29年8月10日付け準備書面をもって、本件訴訟の却下判決を求める。
12. 受訴裁判所は、本件変更決定を事由に、本件訴訟のうち、請求の趣旨第1及び2項を却下とするところ、第3項(訴訟費用)につき、大和市(被告)の負担を判決(以下「本件判決」という。)する。
13. 請求者は本件判決に基づき、平成30年12月10日、受訴裁判所に対して訴訟費用額確定処分を申立て、以って、同月18日、受訴裁判所は、本件訴訟の訴訟費用額(大和市の負担額)を金2万8968円(以下「本件訴訟費用」という。)とする確定処分(以下「本件処分」という。)を決定する。
14. 請求者は本件処分にに基づき、平成30年12月25日乃至同31年1月8日、大和市に対し、本件訴訟費用の支払いを求めたところ、大和市は、同31年1月18日、本件訴訟費用を請求者の預金口座に振込みにより支払う。
15. しかしながら、大和市長が本件管理規約に対する本件公開請求につき、当初より、公開決定(一部公開決定を含む。)することは固より、本件審査請求につき、情報公開審査会に対して速やかに審査諮問をしていれば、本件管理規約は、本件訴訟が提起される以前に公開されたことによって、本件訴訟費用は支出されずに済んだところ、大木市長は、本件公開請求に係る諾否(可否)の審議、以って、本件審査請求に対する諮問手続きを漫然と放置(本件諮問は、本件審査請求受理

後、大凡4箇月の手続きである。)した結果、請求者により本件訴訟が提起されるに至ったことから、本件訴訟費用は、大和市長に代理した以下の職員による人為的損害として、国家賠償法第1条第2項の規定に基づき、各職員に対する求償をもって補填されるべき損害なのである。

《職員の不法行為について》

16. 相手方に対する請求原因について

- ①. 街づくり計画部街づくり推進課の曾我浩課長は、総務部総務課と合議による本件非公開決定の決裁者及び文書管理責任者であり、爾後、街づくり計画部長として、本件諮問の決裁者である。
- ②. 総務部総務課の伊東明彦課長は、街づくり計画部街づくり推進課と合議による本件非公開決定の決裁者である。
- ③. 街づくり計画部街づくり推進課の吉川博幸課長は、本件諮問の文書管理責任者である。

以上

事実証明書一覧（事実証明書の添付は省略）

※甲第6号証の1から4までは、令和2年1月6日に追加提出された。なお、文書名については、監査事務局で補記した。

甲第1号証の1	行政文書公開請求書
甲第1号証の2	行政文書公開決定等の機関延長通知書
甲第1号証の3①	意見書提出機会付与通知書
甲第1号証の3②	行政文書の情報公開に関する意見書
甲第1号証の4	行政文書非公開決定通知書
甲第1号証の5	行政文書公開決定等変更決定通知書
甲第2号証の1	審査請求書
甲第2号証の2①	行政文書公開決定等審査諮問書
甲第2号証の2②	情報公開審査会諮問通知書
甲第2号証の2③	弁明書の送付及び反論書の提出について
甲第2号証の2④	弁明書
甲第2号証の3	平成28年12月21日付け審査請求取下書
甲第2号証の4	行政文書非公開決定（平成28年度大和市指令第2183号） に係る行政文書の公開の可否について（諮問）
甲第2号証の5	調査審議報告書
甲第3号証の1	訴状

甲第3号証の2①	答弁書
甲第3号証の2②	上申書
甲第3号証の3	平成29年8月10日付け準備書面
甲第3号証の4	判決書
甲第4号証	訴訟費用額確定処分
甲第5号証	支出命令書(兼執行伺書兼支出負担行為書)(件名:訴訟費用、金額:29,968円)
甲第6号証の1	起案文書(「審査請求書の受付について」平成28年12月21日付起案)
甲第6号証の2	起案文書(「大和市情報公開審査会への諮問について(伺い)」平成29年4月17日付起案)
甲第6号証の3	起案文書(「大和市情報公開審査会への諮問について(伺い)」平成29年7月3日付起案)
甲第6号証の4	起案文書(「行政文書非公開決定について(伺い)」平成28年12月13日付起案)

4 請求の受理

本件請求について要件審査をした結果、自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和元年12月6日付でこれを受理した。

第2 監査委員の除斥

本件請求の監査において、自治法第199条の2の規定に該当する事由はなかった。

第3 監査の実施

本件請求書に記載された事項、請求人の事実を証する書面を勘案し、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

大和市が「YAMATO文化森」に係る管理規約等(以下「本件管理規約」という。)の行政文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)について、当初、非公開決定とし、後に情報公開審査会(以下「審査会」という。)への諮問に対する報告を受けた後、全部公開に変更決定するまでの間に、請求人が別に提起した行政文書非公開決定処分取消等訴訟(以下「本件訴訟」という。)の訴訟費用を市が支出したことについて、本件措置請求書に記載されている「市の被った損害」

の有無、「損害を補填する措置を講ずる責任」が認められるか否か、及び請求人が求めている措置の内容が適当であるか否かを監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

大和市街づくり計画部街づくり推進課（以下「街づくり推進課」という。）、大和市総務部総務課（以下「総務課」という。）

3 実施方法

本件請求の内容から、請求対象事務の執行に直接関わった職員等に関係書類の提出を求め、調査を実施した。また、必要に応じて、随時、事情聴取を実施した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、令和2年1月17日に、請求人が出席し、陳述の聴取を行った。その際、同条第7項の規定に基づく、関係職員の立会いを認めたが、関係職員の立会いはなかった。

なお、請求人が行った、請求書を補充する陳述の要旨は次のとおりである。

(陳述要旨)

曾我課長及び井東課長が、本件公開請求の諾否を適切に審議していれば、また、吉川課長が、審査請求（平成28年12月21日付。以下「本件審査請求」という。）を速やかに審査会に諮問していれば、本件訴訟の提起は免れていたことから、本件訴訟に係る費用は上記職員3名の重過失に起因する損害である。

5 関係職員の陳述

自治法第242条第7項の規定に基づく関係職員の陳述は行わなかった。

第4 監査の結果

令和元年12月6日付の請求人からの大和市職員に対する措置請求書については、理由がないため棄却する。

以下、請求人の主張、監査対象部局に対する監査の結果及び監査委員の判断を記述する。

1 請求人の主張

本件請求における請求人の主張は、「大木市長が、本件公開請求を当初から公開決定（一部公開を含む。）していれば、また、非公開決定に係る本件審査請求を審査会に速やかに諮問していれば、本件管理規約は本件訴訟が提起される以前に公開されていたはずであり、本件訴訟費用28,968円は支出されずに済んだも

のである。本件公開請求の審議、本件審査請求に対する諮問手続きを漫然と放置（審査請求から諮問まで、約4か月かかっている）した結果、請求人より本件訴訟が提起されることとなったことから、本件訴訟費用は、大木市長に代わり事務を行った職員の人為的損害として、国家賠償法第1条第2項に基づいて、当該職員に求償するべきである。」というものである。

2 監査対象部局に対する監査の結果

本件請求にかかる情報公開請求及び審査会に関する事項については、街づくり推進課の職員及び総務課の職員に対し、それぞれ関係する書類の提出を求めるとともに事情聴取を実施した。その結果、状況は次のとおりであった。

(1) 非公開決定（平成28年12月16日付）について

市は、本件公開請求について、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第33条第2項、国土交通省マンション標準管理規約（単棟型）及び同コメント、裁判例などをもとに、本件管理規約には極めて高度なプライバシーや施設管理等の防犯上の問題となる情報が記載されていると判断し、また、大和市情報公開条例（以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づきYAMATO文化森管理組合理事長から全部非公開とするよう求める意見書が提出されたこともあわせ、それらを総合的に考慮した結果、非公開決定としたものである。

決定については、街づくり推進課内での協議に基づき、平成28年12月13日付で起案、総務課に合議し、同年12月16日決裁、同日付で請求人に通知しており、事務手続きに問題は見られなかった。

(2) 審査会への諮問手続きについて

審査会への諮問は、前の審議案件が終了した段階で、総務課が受付順に所管課に諮問手続きに着手するよう指示している。審査請求の受付から諮問までは、通常、所管課による弁明書の作成や請求人への反論書の提出の求めに2か月程度を要するが、未処理の審査請求の累積があると諮問までに相当の期間が生じる。また、累積する未処理の審査請求が複数人から提出されている場合は、各人の審査請求が機会均等となるよう、各人の審査請求から1件ずつ諮問が行われている。

本件審査請求は、受付から諮問まで約4か月を要しているが、受付をした平成28年12月21日時点では2名から提出された32件の審査請求が累積しており、本件審査請求は33件目であった。

同年12月27日の審査会において、2件の審議が終了し、平成29年1月16日には28件が取下げられたため、未処理の審査請求は3件となり、本件審査請求の受付順はこの時点で3件中3番目となった。

その後、前述の手順に則り、2件が諮問され、同年3月30日の審査会で、

うち1件が審議終了となったことから、本件審査請求の諮問手続きが進められ、同年4月17日に諮問されている。

以上のことから、本件審査請求の受付以降、累積していた未処理の審査請求が、審査会に逐次諮問され、審議が行われてきたことを斟酌すると、その諮問手続きは適正に行われていたと認められる。

(3) 変更（全部公開）決定（平成29年8月2日付）について

平成29年6月27日付で本件審査請求が取下げられた後、同年7月3日付で条例第20条の規定に基づき審査会に諮問しているが、これは、請求人が同年3月21日に提起した本件訴訟が係争中であったため、引き続き審査会に諮って客観的な判断を得ることが有用であるとの理由で諮問したものであり、「情報公開に関する制度の改善その他基本的事項を調査審議する」との同条の趣旨に沿うものであると認められる。

審査会は、調査審議報告書の中で、「一般的には、管理規約は、区分所有者の権利利益に関わるものであって、その性質上、広く公開されるべきものではないと考えられる。」としたうえで、「YAMATO文化森は、公益施設が大半を占めている。市民の財政上の関心も高く、市民による財政のコントロールの観点からも市民の知る権利を保障する必要がある。よって、本件については、区分所有者のプライバシーに関する情報、権利利益を侵害する情報及び防犯上秘匿すべき情報に明らかに該当するものを除いて、公開をするべきだと考える（これらに該当する情報はないと考えられるのが相当であり、全部公開するべきである）。」との結論に至っている。

市は、「大和市公開決定等又は公開請求に係る不作為に対する審査請求の取扱要領」の14(1)により、答申書を尊重して当該審査請求に対する裁決を行うものとされていることに倣い、調査審議報告書の内容を尊重して、全部公開とする変更決定を行っている。

変更（全部公開）決定については、街づくり推進課内での協議に基づき、同年7月31日付で起案、総務課に合議し、同年8月2日決裁、同日付で請求人に通知しており、事務手続きに問題は見られなかった。

(4) 国家賠償法について

国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項では、「故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定されているが、本件請求は職員が違法又は不当に市に損害を加えたかどうかの問題となっており、「他人に損害を加えた」かどうかは問題となっていないため、同項の要件に該当しない。

また、同条第2項は、「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」とし

ており、第1項が非該当である以上、第2項は適用の前提を欠くもので、当該職員への求償権は認められない。

3 監査委員の判断

以上のように監査対象部局に対する監査の結果に基づき、本件請求に対して、次のとおり判断する。

(1) 情報公開請求に対して、当初非公開決定としたことは適正であったか

様々な点を総合的に考慮して、非公開決定としたことは、違法であるとは言えず、事務手続きについても適正に行われていた。

(2) 情報公開審査会への諮問手続きは適正に行われたか

審査請求から諮問まで約4か月を要したことは、本件審査請求以前に複数人から提出されていた未処理の審査請求が累積していたためと認められ、審査会への諮問手続きは、事前に定められた手順に則って適正に行われていた。

(3) 損害賠償の請求権を行使し、市職員に求償する必要があるか。

前述のとおり、当該職員は、故意又は過失によって違法に市に損害を加えたとは認められないことから、損害賠償請求権を行使しなくてはならない事実は見受けられず、損害を補填する措置を講ずる責任は認められない。